

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 218 「貸倒懸念債権に対する貸倒引当金の算定」

コロナウイルス感染症の影響により業績悪化企業の増加が想定されることから、今回は貸倒懸念債権の貸倒引当金の算定方法について説明します。

売掛金や貸付金などの債権に対して、貸倒引当金を算定するに当たり、債務者の財政状態及び経営成績などに応じて債権を、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の三つに区分し、それぞれの区分に応じて貸倒見積高を算定することになります（金融商品会計に関する実務指針 以下 「指針」 106 項）。

貸倒懸念債権とは、経営破綻の状況には至っていないが、「債務の弁済に重大な問題が生じているか」又は「生じる可能性の高い」債務者に対する債権をいいます。

「債務の弁済に重大な問題が生じている」とは、現に債務の弁済がおおむね1年以上延滞している場合のほか、債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている場合が含まれます。

「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高い」とは、業況が低調ないし不安定、又は「財務内容に問題があり」、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高いことをいいます。「財務内容に問題がある」とは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含みます（指針 112 項）。

貸倒懸念債権については債権の状況に応じて、次のいずれかの方法で貸倒引当金を設定します。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用します（金融商品に関する会計基準 以下 「基準」 28 項(2)）。

- 1.財務内容評価法
- 2.キャッシュ・フロー見積法

1. 財務内容評価法

債権額から「担保の処分見込額」及び「保証による回収見込額」を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法（基準 28 項 (2) (1)）

財務内容評価法を採用する場合には、「債務者の支払能力」を総合的に判断する必要があります。「債務者の支払能力」は、債務者の経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、銀行等金融機関及び親会社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断されます。一般事業会社においては、「債務者の支払能力」を判断する資料を入手することが困難な場合もあり、例えば、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の 50% を引き当て、次年度以降において、每期見直す等の簡便法を採用することも考えられます。ただし、個別に重要性の高い貸倒懸念債権については、可能な限り資料を入手し、評価時点における回収可能額の最善の見積りを行うことが必要となります。

「担保の処分見込額」を求めるに当たっては、合理的に算定した担保の時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する必要があります。なお、簡便法として、担保の種類ごとに信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮した一定割合の掛目を適用する方法が認められます。

「保証による回収見込額」を求めるに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、個人にあつては保証意思の確認、法人にあつては保証契約など保証履行の確実性について検討する必要があります。

「担保の処分見込額」及び「保証による回収見込額」については、定期的に担保の評価や保証人の資産状況等について見直しを行う必要があります。

なお、清算配当等により回収が可能と認められる金額については、担保の処分見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができます。清算配当等により回収が可能と認められる金額とは、債務者の資産内容、他の債権者に対する担保の差入れ状況を正確に把握して当該債務者の清算貸借対照表を作成し、それに基づく清算配当等の合理的な見積りが可能である場合における、当該清算配当見積額をいいます（指針 114 項）。

2. キャッシュ・フロー見積法

債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（基準 28 項 (2) (2)）

キャッシュ・フロー見積法を採用する場合に、債権の元利回収に係る契約上の将来キャッシュ・フローが予定どおり入金されないおそれがあるときは、支払条件の緩和が行われていれば、それに基づく将来キャッシュ・フローを用い、それが行われていなければ、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上で、それを債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率で割り引きます。将来キャッシュ・フローの見積りは、少なくとも各期末に更新し、貸倒見積高を洗い替えます。割引効果の時間の経過による実現分のうち貸倒見積高の減額分は、原則として、受取利息に含めて処理します。ただし、それを受取利息に含めないで貸倒引当金戻入額として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益に計上することもできます（指針 115 項）。